

---

令和5年 第6回(定例)南部町議会会議録(第5日)

令和5年12月20日(水曜日)

---

議事日程(第5号)

令和5年12月20日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第64号 南部町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第65号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第66号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第67号 南部町特別医療費助成条例の一部改正について
- 日程第7 議案第68号 南部町印鑑条例の一部改正について
- 日程第8 議案第69号 南部町介護研修施設条例の一部改正について
- 日程第9 議案第70号 公の施設の指定管理者の指定について(青年の家)
- 日程第10 議案第71号 公の施設の指定管理者の指定について(上長田会館)
- 日程第11 議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町介護予防拠点施設)
- 日程第12 議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町高齢者自立訓練センター)
- 日程第13 議案第74号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町農産物直売所)
- 日程第14 議案第75号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町東西町スポーツ広場)
- 日程第15 議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町総合福祉センターいこい荘)
- 日程第16 議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町民野球場・南部町民運動場)
- 日程第17 議案第78号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町営西伯カントリーパーク)
- 日程第18 議案第79号 令和5年度南部町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第19 議案第80号 令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

- 日程第20 議案第81号 令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第82号 令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第83号 令和5年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第84号 令和5年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第85号 令和5年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第86号 令和5年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第87号 令和5年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）
- 日程第27 陳情第8号 「子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引き上げを求める意見書」の提出を求める陳情書

(追加議案)

- 日程第28 議案第88号 南部町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第29 議案第89号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第30 議案第90号 令和5年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第31 発議案第22号 子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引き上げを求める意見書
- 日程第32 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第64号 南部町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第65号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第66号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第67号 南部町特別医療費助成条例の一部改正について
- 日程第7 議案第68号 南部町印鑑条例の一部改正について
- 日程第8 議案第69号 南部町介護研修施設条例の一部改正について
- 日程第9 議案第70号 公の施設の指定管理者の指定について（青年の家）
- 日程第10 議案第71号 公の施設の指定管理者の指定について（上長田会館）

- 日程第11 議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町介護予防拠点施設）
- 日程第12 議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町高齢者自立訓練センター）
- 日程第13 議案第74号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町農産物直売所）
- 日程第14 議案第75号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町東西町スポーツ広場）
- 日程第15 議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町総合福祉センターいこい荘）
- 日程第16 議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町民野球場・南部町民運動場）
- 日程第17 議案第78号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町営西伯カントリーパーク）
- 日程第18 議案第79号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第19 議案第80号 令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第81号 令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第82号 令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第83号 令和5年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第84号 令和5年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第85号 令和5年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第86号 令和5年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第87号 令和5年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）
- 日程第27 陳情第8号 「子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引き上げを求める意見書」の提出を求める陳情書
- (追加議案)
- 日程第28 議案第88号 南部町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第29 議案第89号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第30 議案第90号 令和5年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第31 発議案第22号 子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引き上げを求める意見書
- 日程第32 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

出席議員（14名）

1番	埴田光雄君	2番	加藤学君
3番	荊尾芳之君	4番	滝山克己君
5番	米澤睦雄君	6番	長束博信君
7番	白川立真君	8番	三鴨義文君
9番	仲田司朗君	10番	板井隆君
11番	細田元教君	12番	亀尾共三君
13番	真壁容子君	14番	景山浩君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	田子勝利君	書記	亀尾真哉君
		書記	舩原美香君
		書記	杉谷元宏君
		書記	高雄勇飛君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶山清孝君	副町長	土江一史君
教育長	福田範史君	病院事業管理者	足立正久君
総務課長	大塚壮君	総務課課長補佐	石谷麻衣子君
企画政策課長	田村誠君	デジタル推進課長	美甘哲也君
防災監	田中光弘君	税務課長	三輪祐子君
町民生活課長	渡邊悦朗君	子育て支援課長	芝田卓巳君
教育次長	岩田典弘君	総務・学校教育課長	水嶋志都子君
病院事務部長	山口俊司君	健康福祉課長	前田かおり君
福祉事務所長	泉潤哉君	建設課長	岡田光政君
産業課長	藤原宰君	農業委員会事務局長	亀尾憲司君

---

午前9時00分開議

○議長（景山 浩君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

13番、真壁容子君、1番、塚田光雄君。

---

日程第2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

日程第3 議案第64号

○議長（景山 浩君） 日程第3、議案第64号、南部町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第64号、南部町下水道事業の設置等に関する条例の制定について審査いたしました結果、賛成多数により可決すべきと決しております。

反対、賛成の御意見ございましたので、御紹介いたします。反対の理由でございます。下水道会計に関して公営企業会計の導入そのものについて反対。公営企業会計の導入が値上げの原因になることを指摘して反対する。

賛成の理由でございます。企業会計への移行は国の方針の下に行うものである。公営企業の基本は使用料で収支バランスを取るのだが、都会とは違って田舎では使用料収入だけでは運営ができない。他会計または法定外の繰入金を担保してもらい、一足飛びに住民へ負担がかからないようにしていただきながら会計統一に関しては賛同したい。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。議案第64号、南部町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、反対の立場から2点取り上げて討論とさせていただきます。1点目は、国の方針が間違っている。2点目は、下水道料金引上げの理由に使われるというものです。

現在、南部町の下水道事業は、農業集落排水事業特別会計、浄化槽整備事業特別会計、公共下水道事業特別会計の3つの会計から成っています。今回、この条例はこの3つの会計を1つに統一するというものです。現在、南部町では一般会計からトータルで約2億円もの繰入れを入れて初めて黒字になっているという状態です。

今回のこの条例の変更に関しては大本に国の方針があります。国の方針は現在、下水道を物理的につないで効率化を図るというものです。ここ鳥取県西部、特に南部町においては、南部町の下水道と米子市の下水道をつないで、そして最終的には下水の処理を米子の施設で行うこと、そして南部町の施設を使わなくすること、そのことによって最終的には効率的によくするという、こういう方針があって、今回その一番最初の発端として会計を公営企業会計にするという、こういうことになっています。

しかしながら、現在、鳥取県西部のこの南部町の地域において下水道そのものを、南部町の下水道を米子市の下水道と物理的につなぐということに関しては莫大なお金がかかります。ほとんどその工事をやったとしてもそれがペイできるという見通しはありません。そもそも国が出しているこの公営化、下水道の広域化そのものが間違っています。まずこれが1点です。

それと、2点目に関しては、下水道料金引上げの理由に使われるというものです。現在、公営企業会計にしても下水道会計は一般会計からの繰入れで黒字になっています。前回、水道料金値上げのときにもよく出てきましたけれども、公営企業会計だから一般会計からの繰入れはできない。これ値上げの理由でよくよく使われてる話です。今回、下水道会計が最終的に公営企業会計になった場合、一般会計からの繰入れが、これがどうなるのか。今のところ、これ繰入れは続けるということになってますけれども、将来的に関して、これの保障に関しては今のところ全くされていません。将来的に下水道料金の値上げに今回、公営企業会計を導入することが使われるという、このことが可能性としてあります。

今回反対の理由は、先ほど一番最初に述べました。1点目、現在国が行っている下水道の広域化、これそのものがここ南部町においては意味がない。はっきり言って間違ってます。そして2点目は下水道利用料の値上げにつながる、この2点を取り上げて反対の理由とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 3番、荊尾芳之です。議案第64号、南部町下水道事業の設置等に関する条例の制定については、賛成をいたします。

先ほど反対意見がありましたけれども、人口3万人未満の町村は令和6年4月から下水道事業、南部町の場合は公共下水道、農業集落排水、浄化槽の特会があるわけですが、これを公営企業会計に移行しなければならないということは総務省が既に五、六年前から言っていることだと思いますし、それに向けて南部町も起債を使って資産台帳を整備したりしてきています。よって、この条例は制定しなければならない、賛成しなければならないと思います。

担当課のほうに聞きましたが、下水道事業は一本にはなりますが、会計の区分としては公共下水道、それから農業集落排水、浄化槽と残るそうで、それまで特別会計でやっていたことは決算統計上そのまま残していくということでございます。現在、3つの会計を合わせると2億円を超える一般会計からの繰入金金を特別会計に入れております。公営企業会計は、基本は使用料収入で会計を賄うということが原則です。しかし、地方の町村の下水道使用料は料金体系も都市部とは違います。都市部は水道の使用量によって下水道の使用料が決まるのですが、町村では1世帯当たり、あるいは1人当たりの料金で計算されます。

下水道事業は、住民が文化的な生活をする上で必須の事業であり、し尿処理や生活雑排水などの汚水を処理し、農業用排水路や河川の水質の汚濁を防止する。農村の水環境を守り、よくするためには必須と考えます。一般会計からの繰入金をなくすわけにはいきません。現状以上になっていくか、継続していくべきと思います。

反対者は使用料の値上げということで可能性を言われましたけれども、この条例を制定するから将来は使用料の値上げはやむを得ないということにならないようにしなければならないと思います。今から対策を検討する必要があります。

先ほど反対者は広域で米子につなぐというふうに言われましたが、私としては一例挙げれば、人口減少に伴って下水道の処理場の処理能力というのが能力よりも低くなってきます。東西町には公共下水道の処理場と農集の処理場と隣り合わせで2つあるわけですが、この処理場を例

えば1つに統合・合併すると、経費の削減、今後の改善点等、今からしっかり対策をすることによって、やっぱり一般会計からの繰入金にも限界がありますが、しっかりと事業の継続するためにこの対策を取っていく必要があると思います。以上、賛成討論とします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は反対の意見です。

先ほど今回の下水道事業を公営会計にすることについて、反対の意見を2つの点から述べました。それに対して国で決まったことであることと、一般会計から繰り入れることをやめるわけではないので、これからも続けていくということと、この条例をすることによって値上げが起こるといふふうに考えていくのではないのだからというふうな意見がありました。もしそうであれば、例えば今回、賛成する議員も含めて、もうこれは公営企業だから仕方がない、公営企業にやれと国が言ってるので仕方がないと。ただ、一般会計から繰り出すのもやめるわけにいかないというのであれば、その担保を取る必要があったというふうに私は考えているんですよ。そういうことも何もないわけですね。

例えば町が近隣町村と一緒にあって、国に対して公営企業会計にするに当たって、国、県の支援策を求めるとかそういうことをしながら、公営企業になったら一般財源を出すことができないと言ってる町長の姿勢を明確に変えていってもらって、第2条でしたっけ、その公共の福祉の立場から下水道料金考えた場合には一般会計の繰り出しもあり得るんだということを明確にしなければ、住民として非常に不安なわけですよ。何らそういう意味でいえば、私は、国がやったから仕方がないといっても、この公営企業会計にすることについては全ての皆さんと、できたら執行部の皆さんともそれにすることについては、国、県の支援が必要だという条件があるということで声を上げていかなければいけない段階だと思っています。そういう立場から、もしこれを賛成するといふのであれば何らかの形での支援策を求めると、町はこのことによって一般財源を今後も持ち続けてるといふ根拠をきちっと示していくということを住民に明らかにすること、これを賛成の方々は町に迫らんとはいけないのではないかと思うんです。

そういう立場から、そのようなことなしにこの公営企業会計にすることを認めることについては、反対をいたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第64号、南部町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを採決いたします。



委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第65号

○議長（景山 浩君） 日程第4、議案第65号、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第65号、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第65号、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第66号

○議長（景山 浩君） 日程第5、議案第66号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第66号、南部町

国民健康保険税条例の一部改正について審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第66号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第67号

○議長（景山 浩君） 日程第6、議案第67号、南部町特別医療費助成条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第67号、南部町特別医療費助成条例の一部改正について審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第67号、南部町特別医療費助成条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決され

ました。

---

#### 日程第7 議案第68号

○議長（景山 浩君） 日程第7、議案第68号、南部町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第68号、南部町印鑑条例の一部改正について審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第68号、南部町印鑑条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第69号

○議長（景山 浩君） 日程第8、議案第69号、南部町介護研修施設条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第69号、南部町介護研修施設条例の一部改正について審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた

しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第69号、南部町介護研修施設条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第70号

○議長（景山 浩君） 日程第9、議案第70号、公の施設の指定管理者の指定について（青年の家）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第70号、公の施設の指定管理者の指定について（青年の家）ですが、審査した結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第70号、公の施設の指定管理者の指定について（青年の家）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第 10 議案第 71 号

○議長（景山 浩君） 日程第 10、議案第 71 号、公の施設の指定管理者の指定について（上長田会館）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第 71 号、公の施設の指定管理者の指定について（上長田会館）について審査した結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 71 号、公の施設の指定管理者の指定について（上長田会館）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第 11 議案第 72 号

○議長（景山 浩君） 日程第 11、議案第 72 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町介護予防拠点施設）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第 72 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町介護予防拠点施設）ですが、審査した結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第72号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町介護予防拠点施設）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第12 議案第73号

○議長（景山 浩君） 日程第12、議案第73号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町高齢者自立訓練センター）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第73号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町高齢者自立訓練センター）ですが、審査した結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第73号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町高齢者自立訓練センター）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第 1 3 議案第 7 4 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 3、議案第 7 4 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町農産物直売所）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第 7 4 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町農産物直売所）ですが、審査した結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 7 4 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町農産物直売所）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第 1 4 議案第 7 5 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 4、議案第 7 5 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町東西町スポーツ広場）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第 7 5 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町東西町スポーツ広場）について審査した結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第75号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町東西町スポーツ広場）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第76号

○議長（景山 浩君） 日程第15、議案第76号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町総合福祉センターいこい荘）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第76号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町総合福祉センターいこい荘）を審査した結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第76号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町総合福祉センターいこい荘）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。



#### 日程第 16 議案第 77 号

○議長（景山 浩君） 日程第 16、議案第 77 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町民野球場・南部町民運動場）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第 77 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町民野球場・南部町民運動場）を審査した結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 77 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町民野球場・南部町民運動場）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 17 議案第 78 号

○議長（景山 浩君） 日程第 17、議案第 78 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町営西伯カントリーパーク）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第 78 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町営西伯カントリーパーク）を審査した結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第78号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町営西伯カントリーパーク）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第18 議案第79号

○議長（景山 浩君） 日程第18、議案第79号、令和5年度南部町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第79号、令和5年度南部町一般会計補正予算（第6号）を審査した結果、賛成多数により可決すべきと決しております。

賛成、反対の御意見ございましたので、一部を御紹介いたします。まず、反対の理由でございます。公設民営保育園運営事業について職員人件費の増額を行うものだが、執行部からの提案は積算根拠を示しているものでなく、審査に値する内容でない。不十分な資料で見ると説明のあった内容と金額が合わない。用地の問題について住民に十分な説明をしないで、伯耆の国を前提として進めるために建設費を出して、報酬上げを認めていくという構図である。こういうやり方では公私連携協定をつくったとしても町が責任を果たすとは考えられない。伯耆の国、民間移管を前提とした用地測量には反対する。

賛成の御意見です。この補正予算には低所得者対策、バス運賃格差解消の件が含まれており、反対者が言われたことを厳しく指摘しながらでもこの補正予算は通すべきとして賛成いたします。こういう御意見でした。以上でございます。（「動議」「賛成します」「議長、すみません」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） はい。

○議員（13番 真壁 容子君） この一般会計補正予算の審査と、今回のこの本会議場での討論に当たって委員会の中で修正が出されたんですけど、その修正の内容というのは先ほど言った臨時保育士の待遇改善と思っていたのが正規職員の待遇だという、言ってみれば大きな違いだというふうに私、考えているんですけども、当初の本会議の質疑の中ではそれがそっくり抜けたまま、間違っただけのやり取りやっていたんですよ、事実と違う。その質疑に対して答えていたものから、本来であればその内容の修正をこの討論が始まる前に執行部がすべきだと思っているんですけども、どうでしょうか。していただきたい。中身が本会議の初日と事業説明書とどう違っていたのかということの説明を、この討論をすべきだというふうに考えていますので、執行部にその説明を、どのように修正をしたのかということの説明を求めたいと思います。どうでしょうか。（発言する者あり）

○議長（景山 浩君） 委員会審査だけではなくって。

○議員（13番 真壁 容子君） はい。本来であれば、初日にこちらが聞いたときに町長も副町長も臨時職員の待遇改善を大前提での根拠を示したわけですよ。であればそれは違っていましたということはこの本会議場で言うてくださらないと住民には分からないし、討論に入っても中身が分かりにくいと思うんですよ。本来であればそのことすべきだと思うんですけども、執行部のほうから今回の補正予算についてはこういう訂正いたしましたということの報告を求めたいと思っています。（「分かった。そういうことですね」と呼ぶ者あり）はい、そうです。（発言する者あり）そうそう、違いましたということ言ってもらって、いけんかどうかは討論しますから。お願いします。

○議長（景山 浩君） それでは、議会運営委員会を開きたいと思いますので、議運委員長をはじめ、委員の方はお願いします。

休憩します。

午前9時36分休憩

.....

午前9時42分再開

○議長（景山 浩君） それでは、再開します。

議会運営委員会を開かせていただきましたので、委員長のほうから説明をお願いします。

議会運営委員会委員長、三嶋義文君。

○議会運営委員会委員長（三嶋 義文君） 議会運営委員会委員長、三嶋です。先ほど議会運営委員会開きまして、説明に不備があったのでないかっていう御意見だったので、この案件につきま

しては予算決算常任委員会のほうに付託されたものですので、予算決算常任委員長のほうでどう  
いう取扱いをするのか、要請されるのか、そちらのほうにお任せしたいというふうに……（「話  
と違うやん」と呼ぶ者あり）思います。（「議運で話したと違うじゃない、委員長」と呼ぶ  
者あり）何ですか。（「そんなこと言ってなかったじゃない」と呼ぶ者あり）言ってもらようよ  
うにしますからちょっと待ってくださいよ。

○議長（景山 浩君） では、予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。先ほどの中で説明をち  
よっと追加させていただきたいと思います。

予算決算常任委員会の中で審査してる段階で不足していたところがございます、そのとこ  
ろのページでは公設民営の保育園運営事業というところの事業でございますが、当初の説明にパ  
ートタイム職員の処遇改善であったんだけど、その中に正規保育職員も含むということが漏  
れておったということが審査の過程で分かりましたので、資料を差し替えさせられましたと  
いうことで、前提がもともと保育士処遇改善のみでなく、正規職員も含むということであつたの  
で、資料の差し替えをしていただきましたので、その報告をいたします。以上です。（「執行部  
からの説明を求める」「執行部から」と呼ぶ者あり）これについて執行部のほうの説明があれば  
お願いします。（「訂正すりゃええだがん」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議会初日に補正予算の説明のところ、この公  
設民営保育園運営事業について、最低賃金の改定によりパートタイム職員の処遇改善が行われる  
ことに伴う指定管理委託料の増額ですというふうに御説明をさせていただきました。

その中で先ほど委員長のほうからもございましたけれども、このときの説明ですけれども、資料  
の中に正規職員の補正部分が、積算の入ってるところに対して説明がなかったということがござ  
いました。そのことに指摘いただきまして資料の差し替えをさせていただいて、正規職員も入っ  
てたということを御説明させていただいたところ、最初のところでその部分が抜けてたとい  
うことはおわびをさせていただきます。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた  
しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 反対討論していきたいと思います。

まず、議員必携から一文を引いてみたい。委員会における審査は会期中が原則であり、会期中に委員会報告書を提出できるよう努力しなくてはならないとある一方、十分な審査ができず、審査が完了しない場合は、その事件は審議未了、廃案となり、消滅する。これを審議未了と呼んでいるとある。委員会審査の重要性を示した内容である。

さて、子育て支援課による公設民営保育園運営事業の説明では、最低賃金の改定によるパートタイム職員の処遇改善を図るためとして883万2,000円を増額したいとのことだった。それに対し、議会側はあまりにも大きな数字に納得できず、納得できる資料、つまり積算根拠を示すよう求めたが、個人情報のことがあり、これ以上の資料は出せないとの答弁だった。議会側としては個人情報など求めておらず、再度求めた結果、正規職員の増額分、月2万7,415円掛ける21人分も含まれているとの答弁だった。あきれて物が言えない。伯耆の国と担当課の間でなぜこのようなミスマッチが起こるのか理解に苦しむ。一般会計各事業に分配される予算は町民のお金であります。そのお金をどのように活用するかは提案であり、事業説明書においても十分に精査され、議会側からの質疑にもしっかりと説明できるよう整えていなければならない。

この事件の問題点は、説明できないものを提案したことにある。よって、十分な審査ができなかった。これは執行部への信頼に関わる問題である。今、保育園整備に関わる大切な時期だということを担当課は認識してもらいたい。信頼の揺らぎは大事な提案に対しても疑いの目を向けられることになる。さらに、説明不十分によって審議未了にでもなれば、議案第79号、一般会計補正案そのものが消滅することになる。そのことを厳しく指摘し、討論としたい。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、埴田光雄君。

○議員（1番 埴田 光雄君） 1番、埴田光雄です。議案第79号、令和5年度南部町一般会計補正予算（第6号）について、賛成の立場から討論させていただきます。

このたびの一般会計補正予算では、まだまだ続いている電気・ガス・物価高騰等での給付であったり、新型コロナウイルス感染症の行動制限緩和も相まって、三世代同居支援事業での申請件数の増加、また、二酸化炭素排出実質ゼロ推進事業でも当初の申請件数を上回るなどの補正が目につきました。

そのほかにも医療、保育、賃上げ、子育て応援など、住民の様々なお困り事などの声に対応した補正予算だと思います。一刻も早い支援、支給が必要なものばかりだと思いますので、議案第79号、令和5年度南部町一般会計補正予算（第6号）については、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、反対者の発言を許します。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井隆です。私は、議案第79号、令和5年度南部町一般会計補正予算（第6号）について、反対の立場で討論させていただきます。私の反対の理由は、補正予算に公設民営保育園運営事業と統合保育所整備事業の2点が入っていたというところです。

最初の公設民営保育園事業については、先ほど白川議員のほうから厳しい討論がされたところですが、ただ、今議会の陳情で保育士配置基準の引上げと、保育士賃金の引上げを求める陳情に対して採択をし、意見書を上げることとしております。その点から、伯耆の国の正職・臨時保育士の賃金アップには賛成すべきだと思いますが、担当課からの賃金アップの説明が二転三転し、結局最後まで理解できなかったことにあります。

次に、統合保育所整備事業ですが、用地測量費のうち溪流調査費が50万円しか組んでおりません。予定地の奥部には堤があります。さらに、土砂災害においては警戒区域、土石流隣接地でもあります。これで園児ファースト、安心・安全であると言えるのか心配もしております。

7月の26日に全協で、保育所のあり方検討委員会の最終的な検討会を終えたことでの説明があり、評価の高かった天萬地内、C案に決定され、町長も判断されたと思います。しかし、三崎地区、B案が地理的条件、周辺の開発計画、経済性、通園アクセス、防災ハザードマップ等の基本的条件が園児に加え、送迎をしていただく保護者の皆さんへのファーストであるというふうに思うからです。

また、整備方法については、公立から私立へ移管することとし、児童福祉法第56条8により、これまで10年間指定管理によってさくら・すみれ保育園の園児を見守り、運営された伯耆の国を公私連携型保育法人に認定し、公私連携を結び、保育園運営に町も関わりながら一緒になって町が準備した土地、建物、設備等は無償で貸与することとしています。この点についても町の計画は二転三転しましたが、民設民営が町負担も明確になり、運営給付費も一般交付税でなく、目的交付税として国から2分の1、県から4分の1の支援を受けることができ、町負担も軽減できることから整備方法については一定の理解をしました。

次に、町が行ったさくら・つくし保育園統合、建設場所に関わるアンケート調査では、保護者にはある程度理解を得ることができたが、一般町民の理解を得ることができなかったとっております。統合・建設計画の初期段階で町民へ説明と意見聴取をすることで全人の意見を聞くことは必要であったのではないかと考えています。しかしながら、このたびのアンケートについては、

統合、民設民営と伯耆の国、反対ありきのアンケート結果であり、園児・保護者ファーストになっていないのではないかという感じも受けました。

最後に、町長は、保育園の統合・建設に当たり、町長の意思を最後まで貫き、今議会で統合保育所事業の予算を計上されました。政治的判断の是非はそのときに決まるものではないと思っています。結果は後から評価されます。だからこそ自分に責任と自信を持って進めていただき、南部町の宝である園児が安心・安全であり、豊かな情操を育める保育園を早急に完成させていただきたいことをお願いし、私の最後の悪あがき、反対討論とします。以上です。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前9時58分休憩

午前9時58分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 失礼しました。討論の中でさくら、「すみれ」と言ったようです。興奮をして間違えておりました。「つくし」に変更してください。よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） 9番、仲田でございます。議案第79号、令和5年度南部町一般会計補正予算（第6号）について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど埒田議員のほうからも話ございましたけれども、まず、電力・ガス・食料品等の価格高騰緊急支援給付金支給事業について、今年度の住民税非課税世帯の世帯主に追加支援として1世帯当たり7万円を支給する予算でもございます。

また、先ほども論議がありましたさくら保育園、つくし保育園に勤務している職員に、最低賃金の改定により今以上に処遇改善を図るための指定管理料の予算を増額するというところでございます。

3番目に、統合保育所整備事業として用地測量及び土地評価の鑑定の予算がこのたび計上されています。この予算についてはいろいろ今、論議がございますけれども、つくし保育園、さくら保育園を統合して、新たな場所で保育園を建設する予算でございます。これにつきましてはいろいろな御意見ございますが、現在、保護者の方から一日も早く建設してほしいという要望がありますので、私はこれを最優先するべきじゃないかという考え方でございます。あり方検討委員会

とか行財政審議会の答申等の中で、いろいろな候補地を選定された中で、現在は執行部のほうから方針が出てるものでございまして、子供たちのためにも早急に建設に向けて進めるべきだと考えておるものでございます。このたびは緊急性の高い予算であり、議案第79号、令和5年度南部町一般会計補正予算（第6号）については、賛成するものでございます。

ただ、先ほども板井議員のほうからもございましたけれども、あるいは白川議員のほうからもありましたけれども、予算審議に際して事業説明書の差し替え、差し替えと度重なることがあり、職員も頑張っているとは思いますが、緊張感がないのではと感じております。これからこのようなことがないよう取り組んでいただきますよう苦言を呈して、私の発言を終わらせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三でございます。議案第79号、令和5年度南部町一般会計補正予算（第6号）ですが、これに反対の立場で申し上げます。

理由は、事業説明書の13ページに載っております。これ例の住民の戸籍のことについてのシステム改修費が540万1,000円上がっております。この金額は総務費の補助金で、町の財政に負担があるものではありません。私は、マイナンバーカードの、そのものに対してはあまり支持するという考えを持っておりません。なぜかといいますと、今、非常ににぎわせておりますけれども、ひもづけが非常に間違いがあるというようなことが残っております。

これは後でまた申し上げますけれども、システム改修の内容ではどういうことかといいますと、マイナンバーカードの氏名に振り仮名をつける、そしてローマ字の表記も対応すると、パッケージで住基システム及びコンビニの交付連携作業もできるということでもあります。その分の補正予算が上がっているわけでありまして。

さて、先ほども述べましたが、政府のマイナンバー情報総点検本部は第5回の会合を開き、そしてその中で総点検の結果が判明しました。トラブルの全体像は1万5,907件のひもづけの誤りが分かったということがはっきりいたしました。この健康保険証は全体のひもづけの誤りの半分を超える8,685件に上っております。

また別に、マイナンバーにひもづけられた保険証のデータを住民基本台帳と照合したところ、氏名や住所等が一致しないデータが139件も判明したと報じられております。多くは漢字の振り仮名表記等の相違が見られます。特に漢字というのは非常に難しいですね。「大山（おおやま）」と書いて「大山（だいせん）」と言ったり、「米子（こめご）」書いて「米子（よな



ご)」と言ったり、非常にその読むことに苦勞されているのが常識ではないでしょうか。特にそういうことをやられるのを、振り仮名を振りつけられるのが、この作業に当たられる職員の方は信頼しますが、間違いも発生すると思います。仮名とローマ字は、複雑な作業をされます。そういう中で、このようなことを振り分けをするのを今、早急にする必要は、どうでしょうか。確かに名前に、マイナンバーカードに振り仮名があるのはいいことかもしれませんが、しかし、国は十分考えてやるべきだと思います。国がこれを進めたわけですから、南部町では嫌だということとはなかなか難しいと思います。しかし、十分に国に対して言うことについても具申して、そのことについても意見を述べるのが当然ではないでしょうか。私はそのように考えております。そういう意味から、南部町の戸籍に載せる振り仮名、これについてはいかがなものか。でも、つけざるを得ないわけですけども、仕方がなくやらなければいけないと思います。

この中で申し上げましたけれども、来年、近々、健康保険証にこれを使えるようにするという事なんですね。保険証は廃止するという事なんです。本来は任意でやるのが基本ではないでしょうか。マイナンバーを持たなければ健康保険証が使えない、そのようなことで国は進めようとしている。まさに日本の人口全員を脇に入れてしまう、そのようなやり方も含まれているのではないのでしょうか。先ほど言いました戸籍についての振り仮名とはまた別の問題だと思うんですけども、国のそういう強引なやり方に対しても非常に私は腹立たしく思っています。ぜひこのことも県を通じて国のほうへこのやり方についてはどうかということ町として上げていただきたいことを併せて言います。

付け加えてなんですが、保育園の土地の問題の説明が非常に不十分でした。今後このようなことがないように十分に資料を準備して説明をいただくことをお願いして、私の討論といたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、三嶋義文君。

○議員（8番 三嶋 義文君） 8番、三嶋でございます。議案第79号、令和5年度南部町一般会計補正予算（第6号）について、私は賛成していきたく思っております。

先ほど来、ずっと賛成討論の中でおっしゃられました。私、今回3つの論点があったんだろうなと補正予算の中では思っています。1つ目にはこれですね。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業、これは生活困窮の方に生活支援をする1世帯7万円っていう事業ですが、こういった生活支援対策、できるだけ早く支給していったらあげべきだと思います。

質疑の中で、執行部のほうから支給は1月中旬ということ答弁がありましたけれども、私にも問合せがありまして、いつもらえるんだろうか、年内には無理だろうかというような、皆さん

本当に待っておられます。それは事務的に1月中旬までかかるということですので、しっかりそこは頑張っていたきたいと思いますので、この件に、この事業について早急にすべきなので、賛成したいと思っています。

それから、用地のこともございました。反対討論のおっしゃった方の中にハザードマップとかいろいろ、C案ですけれども、危険な場所ではないかと、そのことを心配するということがございました。けど、やっぱりそれは測量調査とかいろんなことをやってみて、そのエリアの中でどこがやっぱり地盤が悪いとかそういうこと調査して、どのエリアで設置できるのかというのは調査、測量せんと分かってこないと思いますし、私の思いの一つの中には、あそこ、候補地のそばにはお寺があります。大体、寺院、仏閣っていうのは昔から安全な位置に建てられて、東北の津波のときも高いところにあった寺院、仏閣が残ってきたっていう、何百年も残っているっていうのが安全なエリアだからあるんだろうなという認識もありまして、保育環境もあそこはいいですし、人家も近くありますし、にぎわいが生まれてくるいい場所だな、田んぼの中よりはいいなっていう私は思いもありまして、まず測量設計調査をして判断すべきじゃないかなと思うので、予算はつけて進めていただきたいと思います。と思っています。

それから、保護者の皆さんが通園、通学の、通われるのにどうだろうか、あのアクセスがいいところが、国道ベリがいいじゃないかっていうような御意見もあったと思いますが、やっぱりそういう騒音、お昼寝しますよね、子供たちもね。そういう騒音のそばよりはやっぱり環境のいいところ、今回のアンケートでも若い保護者の皆さんが60から80%同意するという回答が出ています。実際に毎日通って今現在、保育園と関わりが一番深い保護者の皆さんがそこだ、そこでいいとおっしゃっているんで、私はその御意見は重視すべきだなと思っています。

それから、期間のことがありました。この話が出て、統合の話が出ておりましたのが令和2年子ども・子育て会議のときからだというふうにお聞きしております。令和2年、3年、4年、5年ともう既に4年が経過してやっところまできております。それをまた用地のことで停滞していきっていくことが、皆さん方が本当に望んでおられることでしょうかというふうに思います。このことについても私にも問い合わせいただきまして、いつできるのか、本当にできるのかやっところまで保護者の皆さんも不安になっておられます。ぜひ私はこういう測量設計調査予算を可決して、事業に着手していただいて進捗を上げていただきたいと思いますというふうに思っています。

それから、保育園の運営事業のことでしたけれども、確かにおっしゃられるように説明の中では私も、えっと思ったことがありましたけれども、ただ、今回補正予算ですので、個々の話の積み上げというよりは、平均的な、平均給与も出されましたので、予算としては今後の見通し、平

均の単価で予算化されて、最終的には決算で審査して、どうなんだっていうことになればいいのではないかと考えております。

どれを取っても皆さんが本当に早くしてほしいと待ち望んでおられることですので、この一般会計補正予算は賛成すべきだというふうに考えております。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。議案第79号、令和5年度南部町一般会計補正予算（第6号）、私は反対の立場から述べさせていただきます。

今回この問題、私がかじかに回って直接聞いた住民の声を上げて反対の討論とさせていただきます。まず1点は、ほとんどの人、住民の方がこの問題、知らなかった。2点目は、過去、ゆうらくを伯耆の国に無償譲渡したこの構図と同じだ、こういった意見を私は住民から直接聞いて回っております。

今回、アンケートの件で住民の方に回りました。その結果、ほとんどの人が今回この保育園の統合のことを御存じありませんでした。これは子供さんが、もしくはお孫さんが保育園に関係ある、ないを分けた場合、ほとんど関係がない方、この方がほとんど、まず100%御存じありませんでした。もしくは南部町から知らされておられませんでした。

また、この件に関して保護者の方、もしくはお孫さんが保育園に通っている方、こういった方であれば今回の保育園の統合の問題、御存じでした。しかしながら、この保育園を統合して、その保育園を南部町のほうで土地を買って物を建てて、それを無償貸与する、この点に関してはほとんどの方が御存じありませんでした。そして最終的に共通して出た答えが、南部町はこの問題をもっと説明するべき。賛成する方、反対する方、早急に要るのではないかと、いろいろな方がおられましたけれども、最終的に共通する答えは、南部町はこの保育園の統合の問題、もっと説明するべきだ、これに帰結します。

それと、もう一点、この問題の中で出てきた話が、今回の保育園の統合の問題、そして南部町が土地を買って建物を建てて、これを伯耆の国に無償貸与するこの話をしたところ、何人かの方からこれは過去のゆうらくを南部町が無償譲渡したあの図式と同じではないかと、こういうふうな指摘がありました。また、それ以外にも何人かのある方からこういう指摘を受けてます。現在、南部町で保育園を2園体制に進めようとしているけれども、これは坂本町長が言っていたその路線に沿ったまま進んでいるのではないかと。最終的にはひまわり保育園、今は確かに存続する、そういうふうな発言があるかもしれないけれども、本当に大丈夫かや、こういう意見もありまし

た。

今回の保育園の問題は、南部町が住民に対して説明していない、これが一番大きな問題です。そして、この問題をそのまま放置した場合、最終的には南部町が建てる約7億5,000万円プラスアルファになる可能性がある保育園を伯耆の国に無償貸与することになります。無償貸与といいますが、ほとんど譲渡と変わらないのではないのでしょうか。

以上の点、住民の声が反映されてない、説明不足である、このことを理由に反対の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 5番、米澤でございます。私は、議案第79号、令和5年度南部町一般会計補正予算（第6号）に賛成の立場から討論いたします。少し長くなりますが、御容赦いただきたいと思っております。

令和5年度南部町一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出の総額にこのたび歳入歳出それぞれ2億3,852万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ82億1,618万9,000円とするものであります。主な事業は、最初にこれを皆さんおっしゃいましたけれども、がんばれふるさと寄付金事業416万円、公共交通対策事業140万5,000円、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業7,270万1,000円、特別医療費助成489万2,000円、三世代同居支援事業240万円、公設民営保育園運営事業、これは先ほどから問題になっておりますけれども、883万2,000円、統合保育所整備事業3,110万円などなど、たくさん大変重要な事業の補正予算がございます。

特に先ほどからも出ておりますが、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業は、物価高騰対策として住民税非課税世帯に追加支援として1世帯当たり7万円を支給するものであり、早期の支給が待たれます。また、公設民営保育園運営事業は、平成24年度から指定管理を開始したさくら・つくし保育園の保育士さんの人件費アップのための事業であり、早急な保育士さんの待遇改善のために必要な事業であります。さらに、統合保育所整備事業は、さくら・つくし保育園を統合し、新たな場所に保育園を建設するための用地測量、土地評価鑑定をするための事業であり、大切な補正予算であります。

さて、反対討論された議員さんから指摘された公設民営保育園運営事業と統合保育所整備事業ではありますが、まず公設民営保育園運営事業について申しますと、執行部から提出されたさくらとつくし保育園の保育士さんの人件費アップのための積算資料の説明に納得がいかないとのこと

であります。確かに執行部と議員側に積算資料の開示について意見の相違がありました。開示された積算資料は非常に分かりづらいものであり、議員の納得のいく説明とはいえません。確かに議員は、執行部とは対立の原理を基本とする関係ではございますが、納得のいく説明がなかったとしてもこの人件費は10月に遡って支給されるそうです。いたずらに議決をして、給料・賃金のベースアップを心待ちにしている保育士さんの期待を裏切るようなことをしてよいのでしょうか。来年の9月には保育園の指定管理の決算書が担当課で恐らく出てくると思います。これによって確認してはどうでしょうか。なお、次回から執行部には議員にもしっかり分かる資料の提出を強く求めます。

次に、統合保育所整理事業について申しますと、この事業はさくら・つくし保育園を統合して、新たな園を建設するための事業であります。執行部は、子ども・子育て会議、行財政運営審議会、保育所のあり方検討委員会を通して新たな保育所は民設民営で、新たな建設場所は寺内地区と決定いたしました。

反対意見で後から出てくるかもしれませんが、まず民設民営について、これに反対の方は町直営で公設公営を主張されておりました。今それが可能かどうか考えてみたいと思います。今、統合した保育所を公営にした場合、保育士の雇用の問題、町の保育士は資格試験に合格しなければなりません。民間と違って厳しい資格取得試験があります。現在でも1名か2名でも難しいのに一度に数十名の合格はあり得ません。人的に無理であります。

次に、これも後で出るかもしれませんが、公設の問題であります。執行部は、最初の案では公設は国からの補助金がなく、民設は国からの補助金があり、有利であるとの説明がございました。行財政運営審議会でもそのことから民設民営が妥当との結論に至っています。しかし、その後、民設の場合の国からの補助金が1億数千万円との低額であることが分かり、執行部は国のこども家庭庁とも相談し、合併特例債を使って公設で建設することといたしました。こども家庭庁からは、一定の要件を満たせば公設でも民間が設置したものと扱えるとの指導があり、行財政運営審議会でも再度了解を得てこのたびの民間が保育園を設置し、運営をするとの結論に至ったわけであります。

次に、民営の問題であります。民営の場合、国からの補助金があり、町からの持ち出しが少なく済むとのこと公営でもしっかり地方交付税で補填されるとの意見もございました。ただ、以前、保育所の運営費は国庫負担金で措置をされておりましたが、地方交付税で措置されるようになってから町の超過負担が増えたような記憶が私にはございます。いずれにしても民営にすれば町の持ち出しは補助金だけになり、財政負担の状況が可視化できるようになります。

次に、これも後から出てくるかもしれませんが、なぜ伯耆の国に任せるのかという意見もございました。町外の団体に任せることができるのではという意見でございます。現在、保育士不足で悩んでいるであろう町外の団体もなかなか参入は難しいのではないのでしょうか。それよりも10年以上の実績を持つ伯耆の国に任せるのが現実的であり、最良の策であると私は考えます。伯耆の国の保育士さんの勤務の継続にもつながります。

次に、保育園の新設場所の問題であります。あり方検討委員会では数十か所の候補地から3か所に絞りました。そこから評価点数の高い寺内地内に決まったわけであります。新設場所につきましては三者三様の意見が飛び交い、大変難しいものであります。反対の皆さんからは、国道180号線沿いを主張される方もあります。確かに国道180号線沿いは保護者の通勤時には大変便利であり、また大山の眺望もよく、将来、例えば中学校統合したり、社会福祉施設の移転等をやった場合に、この場所は新たな児童福祉、老人福祉の一大拠点になるとの見方もありました。しかし、この場所はハザードマップで指摘があるとおり、水没する大きな可能性のある場所であり、建設には大変な埋立てが必要であります。

第1に、もし洪水が起こったとき、保育園は孤立するおそれがあり、子供たちがその後に精神的に悪い影響を受けることも危惧されます。

第2に、これは一番の問題ですけれども、道路の右折の問題があります。通勤時間と通園時間が重なり、渋滞と事故のおそれが多分にあります。

第3に、保育園の建設地には周りには何もありません。教育委員会の方も心配されると思いますが、こういう誰もいないところには変質者の侵入のおそれが多分にあります。その点、寺内地区は土砂災害のおそれがあるといいますが、専門家にその了解は取っていると思いますし、また、道路事情につきましても、道路の新設・改良により改善ができます。また、西伯方面からは、西部消防の付近に冬に雪が消えず凍結し、危険であるとの指摘もありました。それは例えば国道沿いにできた場合、会見地区から通う場合も同様のことであります。何よりも民家と田園に囲まれた里地里山であり、農業の風景を見ながら、園児の成長にとっては最良の場所ではないでしょうか。これは今、残っておりますひまわり保育園でございますが、毎年たしか雲光寺の花祭りに参っていたと思いますが、寺内にも近くに大安寺もあり、保育園の事業に協力を求めることもできます。

次に、保育園の建設に当たり、住民の意見を取らなかったと指摘がありますが、パブリックコメントの募集はしていたと思います。しかし、その指摘に対してアンケート調査を実施いたしました。結果は現在の保護者の6割から8割ですか、賛成をいただいております。ただ、一部の地

域からは反対の結果が出ていますが、これは明らかに執行部の説明不足が原因であると思います。

いずれにいたしましても、保育園の建設事業が大変遅れております。保護者の皆さんに大変迷惑をかけております。ここまで行財政運営審議会への提案、広報あいみ、議会への説明不足と執行部の失策が数々あったことも原因の一つであります。そのことは強く言うておきます。以上の観点から私は賛成いたします。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前 10 時 34 分休憩

午前 10 時 34 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

5 番、米澤睦雄君。

○議員（5 番 米澤 睦雄君） 先ほど「広報あいみ」と申し上げたようでございますが、「広報なんぶ」の間違いでございます。訂正いたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

13 番、真壁容子君。

○議員（13 番 真壁 容子君） 今回の議案第 79 号の一般会計の補正予算に反対します。私たちが反対する理由は、戸籍及び住民登録事務の 540 万、それから公設民営保育園運営事業の 883 万 2,000 円、それと統合保育所整備事業の約 3,000 万です。

何回も毎回言ってるんですけども、一括に予算というのは提案されるものですから、ここを除いて、一部反対除いて賛成っていう言い方はルール上できないことになっていきますから、そういう意味ではほかの議員の方々より共産党は明確やと思うんです。この予算のどこがいけないかというところを指摘して反対していますから、物価高騰や住民の利益に供するものについては、積極的に委員会の中でも意見を述べて、前進させるために尽力しているというのが私たちの姿勢だということです。それで、そういう意味でいえば、賛成討論を述べるの結構ですけども、一番焦点となってきた問題点の中での意見交換っていうのが本来の在り方ではないかというふうに考えております。

私は、ここで一つ公設民営の保育園と保育園関係についての反対の意見を述べたいと思っています。公設民営保育園の運営事業、先ほどから問題になってる点です。これも大前提として、ほかの議員も言うておりますように、私たちも含めて議員全員で、今回、町政に対する予算要望も職員の待遇改善を言うております。また、全会一致で国に対して保育基準の改善を求めるという

ことを言っており、従来から職員、特に保育士、ケア労働者についての待遇改善は行っていかなくてはならないという立場を明確にした上での反対の討論です。

今回、ほかの議員も言っていたように、特に保育園の公設民営保育園運営事業の報酬アップについては非常にほかの議員も言っていました、二転三転する内容であったんです。皆さんの中にも訂正の分があると思いますが、当初、最低賃金の改定に、パートタイム職員の処遇改善図るために指定管理だと。その理由を何て言ったかという、副町長は会計年度任用職員並みにしないとほかの町に臨時保育士は取られてしまうと、こういうふうにおっしゃったわけですね。私どもはこれを見ながら、この中に状況としてなお正規職員について来年度に改定される予定っていうもんだから、今回の大幅な臨時職員の待遇改善ってよっぽど腹を据えてきたんだらうと。町もこれぐらいの待遇改善しなければ追いつかない立場だらうというところで私たちはこれを受け止めたわけですよ、当初は。

ところが、883万2,000円の内容を示してくれと、こういうふうに言ったら、まず最初にどう言われたかといいますと、個々については出せない、時間給等も出せなくって、それ以上出す必要もないということに当初は終始したんですよ。まずこれが1点目ですよ。私たちは上げるなど言っているのではない。予算要求されてきたので、積算見積りを出してくれということに対しても非常に抵抗し、二度も三度も要請しなきゃならないような委員会を開いてきたわけです。これが本来の在り方かということについても後ほど私、言いたいと思うんですけども、まず時間給を出すときについてもどういう条件だったかという、これを公にされたら困る。こういう、指定管理者がどう言ったか知りませんが、予算根拠を説明することについてもそういうことを言いながら出してきたわけですね。

出してきた内容で、当初はどう言ってるかという、議員たちはこれもらっているんですけども、執行部の皆さんや住民には申し訳なかった、失礼なんですけども、公設民営保育園事業の運営の方はどういう賃上げしてるかという、当初予算の見込みが3,663万658円だったんですけども、指定管理は少し多かったんですけど、10月からの最低賃金に実施したら883万足りないんですよって言ってきたわけなんです。ということは、大前提にしている私たちの資料は、指定管理料を書いてある一番右側にあるの3,703万8,610円っていうのは、これはパートの指定管理料なんです。

ところが、2回目に出してきた資料は、いや、実は計算してみるとその中で正職保育士の処遇改善入ってるの分かったって、こう言うわけですね。もうここで驚きですよ。これは相当違ってきたと。ということは、正職の保育士の待遇改善の資料も出ると思ったんです、私たちは。仮に



正規職員の保育士も入っているのであれば、九百何万というのであれば、これは私が思っている以上のような待遇改善ないなと理解したわけですよ。一体どういうことだろうと。ここに書かれたのが正職保育士の処遇改善調整金、意味が分かりませんが、平均1人当たり1か月2万7,415円を上げますよって言ってきたわけですよ。当然聞いたのは、2万7,415円の上げという根拠は何かと聞いたんですよ。これが言えないなんですよ。言えないで最後議会が終了したんで、委員会が。だから、多くの議員も、賛成する議員も、反対する議員も含めて納得いかないってそういうことを言ってるわけですよ。

納得いかないのは、これを計算されたかってよく分かったものであって、もしこの図を持っての方が、2でも3でもいいです、共通の右から2つ目の資料見てもらったら分かりますが、令和5年の10月から令和6年3月を前半と比べてどれだけの差があるかっていったら、全体で前半が1,831万5,329円に対して、後半が2,755万5,140円要ると言ってきたんですよ。これを計算したら約1.5倍ですよ。50%の増なんですよ。ははあ、50%の増ってかなり大きいなど。例えばそしたら保育士に限ってはどうかというと、同様に保育士は1.7倍の増なんですよ、この金額で。どうしたらこの金額が出るのかと思って再三計算してみましたが、例えば下にあるパート保育士の時間給が950円だったのが1,110円から1,210円までの7段階に分けて出しますよいうことで数字も出してきて、全体時間もやっとな出してきたんですよ。その分で見たら950円から1,210円に上がるといっても、上がる率は27.4%です。一番高いんですね、これが。1,100円というのは15.8%なんです。待てよと、最高で27.4%しか上がらないのに全体で50%も上がるということ、どういうことなのかと、この説明を求めているんです、私たちは。ところが、この説明ができないんですよ。そうでしたよね。できないんですよ。

何回も言うように、計算してみても分かったことは、この中に正職の保育士、あなた方が出さないから、町長、あなたが出さないからこっちは推測しかないんですけど、正職保育士の2万7,415円、どうして出てきたかですよ。パート保育士の1から7まで14人の臨時時間給、1,210円から1,100円の合計で、年間2万118時間をこの数字で掛けた総額が約2,327万なんですよ。あなた方が計算しないからこっちは計算するしかなかった。2,327万、これは半年分です。それと、正規保育士の職員の2万7,415円を21人掛ける6か月したら345万ですよ。これを足しても、賃金だけですよ、一番左の賃金の3,018万にならないんですよ。すみません、臨時職員の分と正規保育士の処遇改善の345万を合わせたら3,018万5,000円になったんですよ。ということは、議会に出された資料というのは、最後にここの

数字だけ合わせて出してきたんですよ。そうですね。なぜかという、当初からこの中で見ているのは、臨時保育士の賃金の内容でしか見ていないからですよ。入ってもいない正規職員の待遇改善をするといいいながら、その根拠になるお金はどこにも出てこないわけなんですよ。ということは、賛成した議員もそうですけれども、納得いかないというのは数字に整合性のある説明ができていないからなんですよ。それを賛成議員の方は決算ができたらするだろうって言いますけれども、この時期に今、保育園を統廃合して民間移管していこうかというときに、民間移管をする伯耆の国に対する指定管理の問題とか優位性の問題とかある中で、いろんなことが指摘されている中で、このことをはっきりしなければ働いている人も大変だし、伯耆の国に対する信頼と町の信頼もなくなってしまうというふうに私は考えています。だからこそ議会でこのことをはっきり聞きたいといっても、このことの説明ができなかったわけです。結論として言えば、正規職員をここへ投げ込んできたというのは議会に説明できないからつじつま合わせてきたのではないか、これに尽きるんですよ。もしこれがいけないというのであれば、後からちゃんと数字を持ってきてこの数字を説明してください。なぜこういうことが起こるかっていうことですよ。なぜここで起こるかという前にこういうことはどういうことかです。

私は、中身がこんなにずさんであるにもかかわらずそれを説明できない、これ以上のことはできないという内容が、果たして説明責任果たしてるのかという点で、幾ら感情的に言っても仕方がないので、どこに原因があるかというので考えてみました。課長には酷なことも分かりませんが、地方公務員の法の規定でいえば、地方公務員法の第30条にサービスの根本基準というのがあります。これには「職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務を遂行しなければならない。」そういうところであれば、議会というのは全住民の代表であり、ここに対して公共の福祉を守る立場から説明する義務があると考えています。もしそれが町長の命令に反してしたというのであれば、地方公務員法の義務違反ということが課長に問われなければならない問題だと考えています。

しかし、そう考えるよりは、これまでの伯耆の国と町の間を関係を考えてきたら、私は町の姿勢だというふうに考えています。なぜならば職員というのは上司の職務上の命令には従わなくてはならないからです。そういう意味でいえば、委員会に招集した町長と副町長からもこれに対する具体的な説明はなく、かえって課長を追い込むような、副町長は、最初見たときはえらい数字が多いと思った、こういう人ごとで済ませているわけじゃないですか。それが課長や住民にどう思うかを寄せるのかということ執行部の首長は考えるべきですよ。そういう意味でいえば、町長自らが住民に説明をするという姿勢を持っていないことがここに表れたと考えています。

次にです。この資料が十分説明できないのは、町が資料を持っていて隠しているのか、また、伯耆の国から出ないのか、この問題です。私の10年前の経験と5年前の経験では、担当課長は求めても伯耆の国から出ないということを聞いてまいりました。今回の分も聞いてみないと分からないということが二、三回担当課長から発言がありました。このことをよしとするのかという問題です。町長、もしこのようなこと……。討論です。もしこのようなことが許されているというのであれば、町長が言っていた伯耆の国は、3つ理由言いましたよね、ほかとは違うんだと。その3つ目ですよ。町が100%出捐した、そうおっしゃいましたよね、特別な法人なんだと。特別な法人だから保育園についてはほぼ100%公費が出てるお金の積算根拠を求めたときも出さなくっていいという姿勢を貫いてきた、こうしか言いようがないんですよ。

社会福祉法が変わって、平成29年から全ての社会福祉法人は公開を義務づけられ、財政指標等を公表しています。私が求めているいわゆる給与表とかそういうものについては公表しなくてもいいことになっていますが、大半のところでは公表してきています。なぜならば隠す必要がないからです。まして今回のように1.5倍ですよ。臨時職員を1.5倍にし、民間といえども地方自治体の会計年度任用職員と同じような待遇に臨時職員をしようということは、これは非常に喜ばしいことではないですか。それなのに時間給を伏せてほしい、中身が言えない、この体質をまず疑わざるを得ません。そういうところで見れば、このことを見ても伯耆の国に対する南部町の本来求めるべき説明を求めている、こういうことについての町長の責任は非常に大きいし、このことは当然我々も住民に知らせていきますから、住民が知ったらなおさら伯耆の国に対しての不信感は募ってくるのではないのでしょうか。

町長は、最初、一般質問のところで質問する議員に対して伯耆の国の評価がえらい低いというふうに、あたかも言っている者のせいのように言っていますが、このように伯耆の国の信頼性をなくしてきているというのは、そもそも町のその姿勢にあるんだということを肝に銘じるべきだと思います。そういう点から見れば働いてる人も本当に気の毒です。しっかりとこの報酬、待遇改善が住民からも歓迎されて、明らかになるということになるのであれば、今からでも遅くはないですからこの説明を、私が指摘したここがおかしいのではないかとこの説明を議会に早急に求めたい。特に訂正があるのであれば、なんぶ民報が出る前にしっかりと議会に説明してください。それを求めておきます。

もう一つの用地の件です。用地の件では経過が非常に不十分だということを指摘します。用地の決定の経過が非常に不十分だというのは今回最初から分かってきたことです。それで、委員会の中で明らかになったのは、町長は7月15日に伯耆の国が承諾するという話を話したわ

けですよね。その後、8月の末に初めて住民に対する説明会開いてるんですよ。3月の1日にあり方検討委員会でC案がいいよと言われたときに、即刻4月になってもう用地の内諾書をもらいに動いています。その中で、何に画策して南部町が一番しんどかったかという、C案がいけないという伯耆の国をどう説得するかで動いたわけですよ。

委員会で町長に聞きましたのは、伯耆の国がどのような条件出したからのんできたのかということ聞いたわけですよ。そしたら副町長がおっしゃったのは、伯耆の国が民設民営で建てるとしても、そうおっしゃいました。建てるとしても非常に多額の借金をすることになるので、これでは大変だということで町が建てると、こう言ったんですよ。

副町長は今までどうやってきたかということ、建設費の試算が、補助金が限度額はあったのを知らなかったの、これを国の言うとおりにすれば町の負担のほうが増える、民間でしたほうが町の負担が増えるので町が建てることにした、こういうふうに言ったんですけども、委員会では副町長がそんなふうにおっしゃいました。ということは、条件の一つは、建設費を何とかしてくれということで町が建てることになったというのが一つですよ。

この建設費用に対していえば、分かったように、国が建てていい基準は2億4,000万そこそこですよ。それを倍以上の6億円という豪華な広い建物にして、無償で貸与するという選択を選んでいるんですよ。そのことも追及したら、これまであんなに6億円と言っていたのが、それはすみれこども園が6億円であったので、それがそのままいくかどうか分からないと言ったんですよ。

ところが、あなた方が議会運営委員会に出してきた資料では、設計費が7,000万でしたんですよ。すみれこども園が3,500万円だったのが7,000万という数字を出してきたんですよ。6億で済む事業ではありませんよね、これでは。そういうことを念頭に置いて、そういう肝腎なことを財政審議会とか住民に説明しないで、あなた方がやってきたことは、これは何よりも伯耆の国への民間移管がなければこの統廃合も建設もなかったということなんですよ。それしか言いようがないじゃないですか。だからいろんなところで矛盾が起こってくるんですよ。

例えば保育園のような住民から歓迎される施設を造るのに、住民の声よう聴かない。保護者だけを囲って、保護者の中で6割、7割、8割の賛成があったっていうんですよ。でも、本当に保育園使っていくのはこの保護者たちではないですよ。保護者の3分の1ですよ。未満児の方しか使えないんです、新しい保育園は。そういうことを考えたときに、何ら住民に説明できない在り方で進めるから今回のようなことが起こってくるんだと思うんですよ。ここで言える結論は一つですよ、町長。

今後いろいろな問題起こってくると思います。住民の声のないところで本当にいいもの造れないし、何よりも伯耆の国との関係が第一番のような在り方では住民が納得するわけではない。そういう意味でいえば、先ほど賛成された議員が、あとの議員が言ってくるのではないかというか、直営にどないしてするんかと、今さらできるのか。それはどこの町村とか市でもやり始めた、例えば会計年度任用職員を順次正規公務員にしていくという問題も十分考えられます。

それと、何よりも統廃合して新しい建物に7億、8億使っていくより、例えばつくし保育園を2階建てにして、災害のとき、水害のときに逃げるような大改修も可能です。さくら保育園の場所がいいと言っている会見側の人に応えるには、あの場所で大改修や例えば建て替えるにしても、その規模でやるのが幾らでもできるわけではないですか。そういう意味でいえば、本来元に戻って住民の声を聴いてやるべきだというふうに考えています。

それ唯一の民間移管で今回進める理由となっているのは、建設費が崩れてしまいました、町が建てるほうがいいということになったから。運営費が5,000万近くも、町がするほうが負担が増えるのだということに対して委員会で細田議員が再三副町長に聞く場面がありました、こども家庭庁は本当にそう言っているのかと。副町長はどうお答えになったかという、金額の問題ではない、出どころが明確になるんだと。一切5,000万が、民間がするほうが町は助かるんだということは言わなかったんですよ、数字で。言えるわけではないんですよ、こども家庭庁が言ったら総務省に怒られますからね。十分この内容は、私は住民監査請求の対象になると思うし、住民から住民監査請求が出ている以上、予算執行はできるわけではないと考えています。

付け加えて言えば、今回の公設民営の保育園の臨時職員の報酬についても説明不足かといえどこれは説明不足で、点でいえば十分監査される内容であるし、住民監査の対象になるということをつけ加えて反対いたします。

○議長（景山 浩君） ここで休憩をします。記録媒体の交換のために再開は11時20分いたします。

午前10時58分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 今回の議案79号、賛成の立場から討論させていただきます。

前の真壁議員が言われたとおりで、この議案の中には本当に大事な案件も予算もありまして、気に入らない予算もあると。私はこれがあるから反対しますっていうのが今までのパターンです。真壁議員もこの中にいい内容が、予算があるのは御存じだと思います。あとは、それに対する私たち議員が、その熱量ですね。これもあるかも、やっぱり反対されますけども、こっちの予算が私は住民のため大事だないだろうかと思われれば皆さん賛成されると思いますし、私もこの中で、大事な予算がありました。

一つは、何年も私がこの議会中でも質問、ぜひやっていただきたいって言わせてもらいました、公共交通対策事業140万5,000円ですが、これは町内法勝寺から奥の黄色いバスと青いバスは皆さん100円か150円で全部乗れます。天津地区と東西町地区の方は、役場に用事がある、西伯病院に行きたい、法勝寺にある内科クリニック、内科に通うときには東西町の場合は290円かかります。米子へ出るも同じぐらいかかるんです。便利がいいのでみんな米子へ出ます。それを再々言ってますが、日ノ丸バスとの交渉で検討してますので、しばらくお待ちくださいと町長も言いましたけども、町長はそれよりも境部落のバスの路線のことを優先したいと言っておられまして、だんだんと意欲がなくなりかけましたけども、私たち団塊世代がそろそろ免許証を返納する時期になってまいりました。と同時に、薬の量が少しずつ増えてまいりました。どこに行くかっていったら、やっぱり町内の病院に行っていたきたいのは本音でございました。これが今回の予算で通して、290円の束を150円で10冊か何かで買えると、100円で買えると、そのような予算がやっとなつた。ならば、東西町では400所帯あります、天津振興区でも恐らくその倍の所帯はあろうと思います。そのように住民の生活を考えた予算が入ったと。

それと、もう一点が、皆さん方が本当に言っていただきまして感謝しておりますが、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業ですね、非課税所帯に7万円出ると。さらっと言われましたけど、ここに座っておられる方は貧乏ということを経験されたことはないと思います。私はその代表者と自負して議員になったと思っております。貧乏ほど、また低所得者ほど卑屈なものもありませんし、年内にこれを出していただきたいというのは、皆さんが聞いておられると思いますし、私のところも3件も4件も電話がかかってまいります。餅も買えない、お節なんてとんでもない、子供にお年玉なんかできないっていう方も中におられるんですよ。昔は、私が子供の頃はこういう制度はありませんでしたよ。これが初めてコロナの関係で本当に生活が苦しなった方に国がそういう予算を出してくれたと。ましてや950人の方がおられるんですよ、ここに。そういう予算がついてるのに、それも大事ですけども、保育園とかゆうらくの賃金のほうが大事だ、それは俺も全部大事ですけども、私たち町内で、そういう方が苦しんでおられる方を重

点的に、私は政策として認める議員が俺一人じゃないと思っております。生活保護を乗り越えてきた私ですよ。本当に後ろから人が指さしたり、何くそと頑張っ乗り越えた私です。私はそのような生活弱者の代表だって今日まで頑張っております。これがこのような予算がついているのに、それよりもこっちがいい、これは議員の個々の私は考えだと思えます。それであとは議員さんの裁量にお任せしますけども、私はそういう人たちの生活を守るための予算がついたと、これは賛成すべきだと思っております。

もう一点は、今回の保育園問題で、本当にこの話が出たのは3年前、陶山町長が立候補されて、保育園を統合します、新しく建てます、言われたところから始まったんですよ。それを民設民営にするって言われた。そのとき言われたときには、それを聞いたマスコミがすぐ保育園に確認に来たんですよ。現場の職員はみんな知りませんでしたよ。それから私たちは、3年前の一般質問から保育園の問題が出たんですよ。そうして町長の答弁を聞いた伯耆の国が、伯耆の国って名前も出たんです。3年前のときから出て、次の2年前ですか、伯耆の国も理事会を開いて、町長はこのように言っておるのだ、もしもそうならば自分やちも受けないけんので、どのような対応をしようかってされたんですよ。ならば、これは町の政策と、町長とこれの政策が違うとは、同じ保育、民設民営って言われてましたのね、あの当時。民設民営ってことは伯耆の国が建てることですよ。ならば、保育園と同時に高齢者のデイケア、デイサービスが今3か所あると。これを1か所にまとめて園児との交流できる、お互いに相乗効果があるものを、そういう場所を設定して造っていただきたいなってあったんです。それが、真壁議員が情報公開で問う云々になったら、今年の3月だったかな、5月だったかな、話し合ったと。伯耆の国もそういう要望言われたと思う。

今回一番、私が言っちゃうのはだんだん反対討論になろうと思えますけど、一番おかしかったのは、いけんだったのは、今でもちょっとだんだんすると頭へくるんじゃないけど、つくし保育園のことが、また伯耆の国のことが一つも今回の保育園問題、配慮されてないって。何でそこなの、なぜA、B、CのCなの。そのC案を伯耆の国にいつか忘れたですけど説明行かれたら、伯耆の国もそこを事前調査されて、そのC案の場所では私たちの構想ができませんので、これは降りさせていただきますということになったからこげんだったんです。けども、そのとき土地は町が選定するので、一つも文句は言いませんと。運営は今までも民間でやりましたので、運営はしますけども、お断りしますっていうので理事会にもう一度かけて、それ白紙に戻したんですよ。町長が、執行部が困られて、困ったなということで、たしか厚労省とかこども家庭庁、今年の5月だったかな、行かれたらしいですね。（サイレン吹鳴）その厚労省やこども家庭庁行かれて初

めて分かったんでしょ、補助金の額が少なかったって。その補助金の額が出されて、それは財政審議会に出した資料が間違っただってことなんですよ、あれ。数字が間違っちゃって、第1回のあり方検討委員会ではやっぱり民設民営がいいなって結論出したのは。国に行って初めて分かったと、こんな情けない話ないよ。補助金の額を間違えるなんてことあらんと思うだ。それが堂々とあり方検討委員会に出されて、そういう結論出された。それを出して訂正もせんうちに今年の5月でしたか、全協でまた同じこと出されて、うちの、私の同僚議員があり方検討委員会で間違っちゃんに出すことどういうことかって、それでまたはねつけたんでしょ。第2回のあり方検討委員会出てまた作って、それで答申いただいたやつでまたやって、12月議会に初めて予算がついた、出たんで。あのときにまだ9,000万か1億ぐらいだったで、最初は。それが急にこげんなっちゃったんですけども、そのような一転、三転した中で、そうしてるうちに町長が今年の8月頃から会見の芸能大会出られたときに、皆さん、会見の寺内地区に保育園建てますので楽しみにしてくださいねって言われてから、いろんなところで、会見に建てますから、皆さん皆さん、挙げ句の果て、広報なんぶにまで堂々と出されたので皆さん怒ったんですよ、議会は何だったかって。僕も一般質問で大げんかやりましたね。議会は何だったかって話からこげなこと今までなってるまして、町長、いいかげんにしてえなって話です。

議会は何だらって話ですが、そこで矛先が半分収まったのは、12月議会の冒頭に町長が謝罪されました。その前に二、三回、町長、一回謝ったがええでって言いましたけど、町長、メンツ、プライドがあるけんせんわなど、もしこれせんかったらわしこっち反対回ったと思うんだけど、けどもやっぱりこの予算があったけんしたと思うけど、一つは町長が今回の一連の流れについて、議会にも、町民にも申し訳なかったって謝罪された。これは一つ大きなことで、町長は、おお、やっぱり男じゃのうと思いましたし、この予算が、そういう低所得者に対するそのような予算が組んでありまして、賛成せないけんというふうに変わりました。

中にも今回、皆さんが特に執行部に苦言を言いたいのは、この委員会でも真壁議員も言われましたね。特に伯耆の国のパート賃金の云々で数字に整合性がない、またそれによって伯耆の国が信頼を失うなんて言われると痛いですが。資料は出ない、できないって言いなあですけども、民間の社会福祉法人にそこまで言っているのかなという疑問もあります。あとは決算で堂々と見ようかと思う。けども、議員が言われたら、できるような資料は作っていただきたいし、そういう今まで町内でたくさん民間の業者に指定管理出しております。積算根拠をきちっと出して議会説明されると思います。今までもそれでできちゃってやっておりましたが、なぜこんなにももめたのかな。つくづく残念であります。もうちょっと緊張感持ってやっていただきたいってことはつ



くづく思いますし、今回のこの第79号についてはいろいろ不手際等があります、中には。けども、950人から、また東西町、天津合わせたら1,000所帯ぐらいの人が恩恵被るいい予算がありますので、これはそれよりもやっぱりこっちを取るべきじゃないかと思って賛成いたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第79号、令和5年度南部町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。  
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19 議案第80号

○議長（景山 浩君） 日程第19、議案第80号、令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第80号、令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第80号、令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第20 議案第81号

○議長（景山 浩君） 日程第20、議案第81号、令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第81号、令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第81号、令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第21 議案第82号

○議長（景山 浩君） 日程第21、議案第82号、令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第82号、令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）について審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第82号、令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第22 議案第83号

○議長（景山 浩君） 日程第22、議案第83号、令和5年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第83号、令和5年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しています。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第83号、令和5年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

### 日程第23 議案第84号

○議長（景山 浩君） 日程第23、議案第84号、令和5年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第84号、令和5年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）について審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第84号、令和5年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第24 議案第85号

○議長（景山 浩君） 日程第24、議案第85号、令和5年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第85号、令和5年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）について審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第85号、令和5年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第25 議案第86号

○議長（景山 浩君） 日程第25、議案第86号、令和5年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第86号、令和5年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）について審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第86号、令和5年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

## 日程第26 議案第87号

○議長（景山 浩君） 日程第26、議案第87号、令和5年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第87号、令和5年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）を審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第87号、令和5年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第27 陳情第8号

○議長（景山 浩君） 日程第27、陳情第8号、「子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引き上げを求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、白川立真君。

○民生教育常任委員会委員長（白川 立真君） 陳情第8号、「子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引き上げを求める意見書」の提出を求める陳情書を審査いたしました。

審査結果は、全会一致で採択すべしと決しております。

採択に至った背景を1点付け加えさせていただきますが、これまでも当委員会では同じような趣旨の陳情を採択をしてきました。それは南部町は国の基準よりもかなり手厚い県基準で運営しております。その県基準で運営しておりますが、そこに係る経費というのは鳥取県と南部町で大きな経費を負担しております。ここで国の基準が引き上げられれば鳥取県も南部町も大きな負担軽減につながるという背景があります。それを付け加えて報告いたします。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、陳情第8号、「子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引上げを求める意見書」の提出を求める陳情書を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

休憩します。

午前11時49分休憩

午前11時50分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

---

#### 日程第28 議案第88号

○議長（景山 浩君） 日程第28、議案第88号、南部町手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。追加分の議案書の1ページをお願いいたします。

議案第 88 号、南部町手数料徴収条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは戸籍法の一部改正に伴い、戸籍証明の広域交付等に係る手数料を定めるため、条例の一部を改正するものです。

新たに取り扱う事務の概要は次のとおりです。1つ、本籍地が南部町以外の市区町村にある方の戸籍証明書等の交付、いわゆる戸籍の広域交付が始まり、本籍地でない自治体において請求者の戸籍等証明書の発行をすることが可能となるものです。

2つ、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行。これは住民票コードを基に個人ごとに振られる符号であって、行政手続において個人番号を提出する代わりに使用するものです。発行された符号を行政機関の手続で提出することで戸籍謄本等の提出が不要となります。

3つ、届け書等情報の内容証明及び閲覧。従来は紙媒体のみで取り扱っていた届け書を画像情報としても取り扱うようになります。この画像情報届け書の内容証明として、また、届け書の閲覧請求の際には閲覧できる届け書として取り扱うことができるようにするものです。

以上の内容につきまして南部町手数料徴収条例別表に定めております。戸籍関係事務の手数料について改正を行います。

この条例の施行日は、令和 6 年 3 月 1 日としております。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案理由の説明がありました。

提案理由に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 88 号、南部町手数料徴収条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第 88 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。



日程第 29 議案第 89 号

○議長（景山 浩君） 日程第 29、議案第 89 号、令和 5 年度南部町一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長です。そういたしますと、第 7 号の補正予算書で説明をしてまいります。

.....

議案第 89 号

令和 5 年度南部町一般会計補正予算（第 7 号）

令和 5 年度南部町の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 105,233 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,321,422 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 12 月 20 日

提出 南部町長 陶山清孝

令和 5 年 12 月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....

そういたしますと、今回の補正につきましては、国の補正によります物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしまして、物価高騰対策事業を実施するものでございます。

まず、歳出予算のほうから御説明をいたします。5 ページをお願いします。3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費は 4,676 万 6,000 円増額し、6 億 1,287 万円といたします。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業は、個人住民税均等割のみ課税世帯に対しまして 10 万円の給付と、あわせて個人住民税非課税世帯、それから均等割のみ課税世帯におけます 18 歳以下の子供 1 人につきまして 5 万円を給付するものでございます。生活困窮世帯に対する光熱費助成事業は、住民税非課税世帯に対し 1 万 5,000 円の助成を県と協調して行うものでございます。

4 款衛生費、4 項病院費、1 目病院費は 126 万 7,000 円増額し、6 億 83 万 5,000

円とするものでございます。これにつきましては西伯病院におきます食材料費の高騰に対し、支援を行うものでございます。

続いて、6款商工費、1項商工費、1目商工振興費は5,720万円増額し、1億3,469万5,000円とするものです。町民の生活支援及び町内経済活性化を図るために、たすか一どに1人当たり5,500ポイントを追加付与を行うものです。また、このポイントにつきましては予算が認められましたら速やかに付与できるようになっております。

次に、歳入を御説明いたします。4ページをお願いします。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は7,095万8,000円増額し、3億2,406万円とするものです。先ほど説明いたしました歳出事業に対します物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございませう。

15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金は682万5,000円増額し、1億678万4,000円とするものです。歳出側で説明いたしました県と協調して行う生活困窮世帯に対する光熱費助成事業の県の補助金分でございます。

続いて、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は2,745万円増額し、2億3,555万1,000円とするものです。これにつきましては予算調整となります。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 提案理由の説明がありました。

提案に対し、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 追加分についての質問が2つあります。これは追加なので委員会付託ではないので、説明資料を基に聞かせてください。

まず、1ページの電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業の3,296万7,000円、これについては全協でお話を聞いてきたところです。私がこの件に関してお聞きしたいのは、町が提出する事業別説明資料等の正確性と出し方の問題ですよね。

実はこの資料が出た説明のとき、全協の段階で給付事業費の数字が違っていたもんですから、それを気がつかれて担当課が修正してきたのが今回の分ですよね。記入が給付事務費の見込みが、数字が違ってて、全体の金額は合ってたんですよ。その時点で差し替えるということでしたが、帰ってから担当課から丁寧に電話がありまして、本当は持っていかないといけないところを議場に置いておいてもいいかというのを聞いたときに、確かに本来これは、議案にかけるものではないけれども、一連の全協等のやり取りの中で修正があったことをすぐ修正するというので、も

う私たち議員は帰ってしまったものですから、きっと一人一人に置いておきますよっていう電話があったんじゃないかなと思ったんです。

私は町長にお聞きしたいんです。こういうふうに説明資料が違っていたときに、今後全部議会にも公開されることになったら、住民にも出ていくことになるわけですよ。そういうときにどのような対応をしているのかっていうことです。その点でいえば、12月議会の補正予算で上がって先ほど問題になった公設民営の事業の件では、本会議で質問しているときにも間違いを指摘されず、委員会で初めて明細を求めるといったときに実はこうだったって出てくるんですよ。町長、この違いついていうのは何なんですか。町長にそれ聞いておきたい。

例えば今回の場合は、もうあらかじめ分かって訂正してきたことをわざわざ置いておきますよと御丁寧にも電話かかって、本当そういう意味では大変だなと思って、私は今言っているのは、課長の違い言ってるのと違うんですよ。町の姿勢の問題言ってるんですよ。こういうことでは本来は、議員に説明するというのそういう立場だと思うんですね。それを本会議で説明したときも何ら訂正もなく、委員会でももしかしたら議員の質問がなかったらそのまま通るのかも分からないような資料を出しておいて言われて直してくるといふ、これはどこに原因があるとお考えですかというのが1点。

それと、2点目の質問は、これは今回は町長にお聞きしたいんです。全協では課長に聞いてきましたから、最後の地域活性化ポイント導入事業の件です。これについては速やかに出すということについては住民が喜ぶことだと思うし、今の町の体制では入ってきた、住民にお金を返していくというか、ポイント返していくという点ではこのやり方が一番早いだろうなというふうには感じています。

そこで質問です。やはり業者等が多くなってほしい、より使うためには。今は商工会を前提でもいいです。商工会のうちの何%で、それを増やす努力はどういうふうにされているのかということと、説明以降、新たに増えた事業者あるんですか。とりわけ住民が心配しておりますのは、やっぱりよく頻繁に行くところで使えるのかということも心配しております、そういう点が1点です。

それと、もう一点は、今回5,500円っていうのを国からのお金と、それとほぼ同額を一般財源からつぎ入れてるわけですよ。これはやっぱり町が肝煎りでやってるんだなっていうふうには私は感じるわけですよ。この町が半額負担してでも5,500円をしていく合理的な理由と、これは何を指して5,500円をこのポイントカードに入れたんですかっていうことです。住民の中からは、何でも使えるのであれば現金のほうがいいのではないかっていう意見もあるんで

すよね。これを、たすか一どをより住民に理解してもらうために、今回、一般財源で半分をつぎ込んで5,500円を入れていく理由っていうのを広く住民に知らせる必要があると思うんですよ。その点についてどのように住民に呼びかけるわけですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。詳細については担当課のほうがまた説明すると思いますが、まず1点目の説明資料の問題です。私も報告受けましたが、今回のこの説明の部分は円と千円の違い、こういうケアレスミスについては速やかに修正をするということは必要だろうと思っています。誰が見ても明らかです。

しかし、今回も非常に御迷惑をかけて、皆さんから御指摘もいただきましたけれども、他の団体、法人から出てきた数字に対してその内容を精査し、皆様に責任を持って報告するにはやはり少し時間かかったということがあろうと思っています。差異としてはそういう問題だと思っています。町が直接関わる事務と、それから他の法人からきちんと意見を、内容を聞いて精査をして責任を持って返答する、その辺の差があったと思います。

それから、今回、たすか一ど5,500円分を入れました。前回の4,500円ですか、合わせて1万円ということになりました。今日、皆さんの議決をいただきましたら、数分後には皆さんのカードの中にチャージされますので、今日午後からでも買物等に使えるというその速さですね……（「あした」と呼ぶ者あり）ああ、あしたですか、あしたからでも使えるというその速が一番の大事なところだろうと思っています。今、年末、そしてここ数日の冷え込みを考えれば、灯油であったりガソリンであったり、そして食料品であったり、一番物入りのところを、これをもし、現金は確かに有効だと思いますけれども、現金にした場合には先ほどあったように来月の1月の中旬、もう正月も終わってからということになろうと思っています。そういうスピーディーな対応ということを心がけました。御理解いただきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。私のほうからは、加入店舗を増やすということ、それから現在の加入状況で商工会の会員の約何%かというところでございます。

加入店舗を増やすというところは、商工会と役場と連携しながら今後も、ネックになっているのが貸し出す端末機械の経費のところを大分懸念されているという部分がございますので、そこら辺を商工会と経費の負担のところなどを、また具体的に何かいい案があるのかなのかというところを検討していきたいという具合に考えております。

それから、現在は30店舗というところで、使える加入店舗あるんですけども、1店舗増えま

した。これは、店舗名はナフコさんでございます。（「ナフコ」と呼ぶ者あり）はい、年末の25、26の辺からはたしか利用できるというようなところを店舗のほうも間に合わせたいというふうに聞いております。

それから、商工会の約180の加入数の事業所で現在31店舗ですので、約17%が加入しているというところの状況でございます。私から以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 答弁いただきました。ポイント事業については参加する業者を増やしていくことが、住民が使うのも大いに数字として上がってくると思うので、努力してほしいというふうに思っています。意見言ったらいけんか。

ということで、町長に再質問したいのは、先ほど言った数字の間違いすぐ直すことができる、誰が見ても分かると。それはそうだと思いますが、法人等が聞き取る分はなかなか難しい、時間がかかるっていうけど、時間がかかるというのは、それはどちらかといえば議会前に時間かけとかんといけんのじゃないですか。今言ってるのは、それを分からん段階で出してきた、えらい多いと思ったっていうようなこと言ってるのが分からんから聞いてるんですよ。そのやり方を町長、どう考えてますかっていうことですよ。これ町の責任ですよ。一担当課の責任じゃないんですよ。その姿勢ですよ、法人に対する。どうですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。間違えたことですので、おわびしか私からはないんですけども、しっかりとした聞き取りをもって補正予算にきちんと対応する予算化っていうのはもう基本中の基本でございますので、精査をしっかりとしていきたいと思ってます。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第89号、令和5年度南部町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

議案第89号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここでお昼の休憩に入りたいと思います。再開は午後1時10分といたしたいと思います。

午後0時10分休憩

午後1時10分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第30 議案第90号

○議長（景山 浩君） 日程第30、議案第90号、令和5年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

病院事業管理者から提案理由の説明を求めます。

病院事業管理者、足立正久君。

○病院事業管理者（足立 正久君） 病院事業管理者です。では、追加でお願いをします補正予算について説明をさせていただきます。別冊の病院事業会計補正予算書（第3号）を御覧いただきたいと思います。議案第90号、令和5年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）。

総則。第1条、令和5年度南部町病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。収入といたしまして、第1款病院事業収益、第2項医業外収益につきまして126万7,000円をそれぞれ増額し、医業外収益につきましては5億8,232万2,000円に、病院事業収益につきましては24億9,319万1,000円とするものであります。

概要について説明をさせていただきます。7ページ、最後のページを御覧いただきたいと思えます。補正予算の見積書をつけておりますが、今回の収入の補正につきましては先ほど可決をいただきました一般会計からの繰出金を受け入れるものでありますけれども、物価高騰等により食材費が高騰しておりますことから、経済対策として町からの一般財源126万7,000円を受入れし、給食委託費の歳出財源に充当するものでございます。

そのほか資料としてキャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第90号、令和5年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

議案第90号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第31 発議案第22号

○議長（景山 浩君） 日程第31、発議案第22号、子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引き上げを求める意見書を議題といたします。

提出者である民生教育常任委員長、白川立真君から趣旨説明を求めます。

民生教育常任委員長、白川立真君。

○民生教育常任委員会委員長（白川 立真君）

.....  
発議案第22号

子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による  
保育士の増員とさらなる賃金引き上げを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和5年12月20日 提出

提出者 南部町議会民生教育常任委員会委員長 白川立真

南部町議会議長 景山 浩 様

.....  
別紙意見書案については議長に委ねます。

○議長（景山 浩君） ここで議長が特に必要と認め、意見書案について事務局より朗読説明をさせます。

○議会議務局長（田子 勝利君） 事務局長です。着座にて別紙を読み上げいたします。

.....  
別紙

子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による  
保育士の増員とさらなる賃金引き上げを求める意見書（案）

保育所は、子育て家庭を支える施設であり、幼い子どもの発達を保障し、いのちを守るための  
不可欠な社会資源になっている。

保育所の機能拡充が進む一方で、職員配置や施設基準の改善は進まず、国際的にも低い水準の  
まま放置され、職員の負担が増大している。保育所での事故が増大している状況などを踏まえれば、  
現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっ  
ている。

政府は、国が直面する最大の危機である少子化を反転させるとして「こども未来戦略方針」を  
2023年6月13日に閣議決定した。その中で、「75年ぶりの配置基準改善」として、  
(1) 1歳児の子ども6人に対し保育士1人の基準を5対1にする、(2) 4・5歳児の子ども  
30人に保育士1人の基準を25対1に改善することが盛り込まれた。

この内容を踏まえ、国におかれては、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよ  
う、強く求める。

#### 記

1. 「こども未来戦略方針」に示した配置基準の改善を速やかに実施すること。
2. 配置基準の改善は、対象が限定される公定価格での加算対応でなく、基準の改定で実施する  
こと。
3. 国際的な水準を踏まえ、さらなる配置基準の引き上げに着手すること。
4. 保育士不足の状況を鑑み、各職場で増員が図れるようにするために保育士等の賃金を引き上  
げることをはじめとした労働条件の改善のために必要な措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月20日

鳥取県西伯郡南部町議会

#### 【提出先】

内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策）、こども家庭庁長官、文部科学大臣、財務  
大臣、衆議院議長、参議院議長



.....

以上でございます。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第22号、子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引き上げを求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

.....

### 日程第32 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（景山 浩君） 日程第32、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会、総務経済、民生教育、広報、各常任委員会及び議会改革調査、可燃ごみ処理広域化等影響調査、地方行政調査の各特別委員会から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

.....

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、第6回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。これをもちまして令和5年第6回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後1時20分閉会

---

#### 議長挨拶

○議長（景山 浩君） 令和5年12月定例議会を閉会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

12月8日から本日までの13日間にわたり提案されました条例及び補正予算、また9名の議員の一般質問を含め、重要案件を終始極めて熱心な御審議により、それぞれ適切妥当な結論に至りましたこと、議員各位の御精励に対し深く敬意を表しますとともに、心より厚く御礼を申し上げます。次第であります。

今期定例会におきましては、指定管理者の指定、また物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る補正予算が可決されたところです。町長をはじめ執行部におかれましては、施策執行に当たり、議員各位からの意見、要望等を十分反映されたものとなるよう強く要望するものであります。

さて、昨年2月に開始されたロシアによるウクライナ軍事侵攻は今なお続いております。また、今年10月にはイスラエルとハマスの衝突が始まりました。ガザ地区の深刻な人道的危機の打開に一刻の猶予も許されないことから、定例会の初日にガザ攻撃中止と即時停戦に向けての行動を日本政府に求める意見書を全員一致で採択いたしました。一日も早い紛争の解決を希求するものであります。

今年もあと数日となりました。先日17日の日曜日には南部町もうっすらとした雪化粧が見られ、いよいよ本格的な冬を迎えます。町民の皆様も、くれぐれも体調管理、健康管理に留意され、御自愛なさいますことを御祈念申し上げます。ところであります。

最後に、議員各位におかれましては、健康に留意され、町政発展のため、なお一層の御精励いただき、町民の皆様の負託に応じていただくよう要請申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

---

#### 町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 12月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は12月8日から本日まで13日間にわたって開催され、令和5年度一般会計補正予算など28議案について御審議いただき、本日全議案とも御賛同賜り、御承認をいただき、誠にありがとうございました。

11、12、13日の3日間にわたり、9名の議員の皆様から15項目にわたる町政に関する一般質問を頂戴いたしました。南部町農業、特に果樹生産やフルーツロード構想、また、ねんりんピックや子供たちのスポーツ施策、農業問題ではイネカメムシ被害とその対策、少子化対策としての少子化プロジェクトの検証と見直しについて、そして西伯病院での人工透析の可能性や南部町の誇る桜の管理についての御質問いただきました。臨時交付金と西部広域のごみ処理、そして保育園の統合民間移管について、さらには子供中心社会に向けた施策など、現在の南部町を取り巻く広範な政治課題について御質問をいただき、討論をいただきました。議論のかみ合わなかった部分、不足した部分もあったかと思いますが、私の勉強不足の面もあると思いますので、今後とも御指導いただきますよう、お願いいたします。

いよいよ今年も余すところ10日余りとなりました。今週は雪の予報も出ております。慌ただししい年の瀬を迎えますが、御自愛いただきますことをお願い申し上げ、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

---